

第7条(コンサルティング料の返還)

採用決定者(雇用契約)が内定又は採用決定の日の早い方から起算して、3ヶ月以内に退職した場合には、乙は、甲に対し、前条に基づいて受領したコンサルティング料に消費税等を付加した額を次の条件にしたがい返還する。ただし、採用決定者の退職が、甲の経営上その他の事由による会社都合退職の場合には、本条は適用されない。

1ヶ月以内で退職した場合:コンサルティング料の80%

1ヶ月超2ヶ月以内で退職した場合:コンサルティング料の50%

2ヶ月超3ヶ月以内で退職した場合:コンサルティング料の30%

前項の規定は、委託契約成約者(業務委託契約)には適用されない。